
印西地区ごみ処理基本計画

(素案)

計画の施策～計画の推進

平成25年10月

印西市 白井市 栄町

印西地区環境整備事業組合

目 次

6. 計画の施策	1
(1) 施策の体系	1
(3) 収集・運搬計画	12
(4) 中間処理計画	13
(5) 最終処分計画	17
(6) その他計画（循環型ごみ処理システムの構築）	17
7. 計画の推進	18
(1) 進行管理手法	18
(2) 計画の実施体制	18

6. 計画の施策

(1) 施策の体系



ごみを減らす暮らしづくりは、3Rの考えに基づき、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進していく。そのなかでも、再生利用（リサイクル）に先立って、2R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース）を可能な限り推進する。

1) ひとりで始められること

組合及び構成市町は、ひとりひとりの心がけで、いまずぐ始められる7つの暮らしづくりを推進します。



アクション1 ライフスタイルの転換

使い捨てる生活からごみを出さない生活へライフスタイルの転換を推進します。広報紙、ホームページ、各種説明会や見学会などにより情報を提供します。

発生抑制<食品ロスの削減>

農林水産省の調査によると、一般家庭での1人1日当たりの食品使用量は平成21年度で1,116.4g、そのうち食べ残し等による食品ロス量は約40g（食品ロス率3.7%）でした。

仮に食品ロス量を25%削減した場合、1人1日当たり約10g/人・日、年間排出量で考えると、約650t/年（10g/人・日×177,153人×365日）の減量化となります。



アクション2 生ごみの水切り徹底

毎日排出する生ごみを台所の三角コーナーなどで水切りを徹底し、水分を除いてから捨てるよう推進します。

水を切ることで、ごみ処理にかかる負担が軽減されます。



アクション3 生ごみ処理機の使用促進

生ごみの資源化を促進するために、処理機の購入費の一部を補助したり、貸出しする制度を活用して、家庭で処理できる堆肥化や資源化を実践するよう推進します。

家庭でできた生ごみ堆肥を利用した花いっぱい運動などを検討していきます。

<生ごみ排出量の削減>

集積所に排出された燃やすごみの組成分析結果から、生ごみ等の厨芥類が約45%含まれていました。平成24年度の燃やすごみ排出原単位476.6g/人・日で考えると、約210g/人・日となり、仮に25%生ごみ排出量を削減した場合、1人1日当たり約52g/人・日、年間排出量で考えると、約3,362t/年（52g/人・日×177,153人×365日）の減量化となります。



アクション4 雑紙の分別の徹底

燃やすごみに含まれている紙類の分別を推進し、ごみの減量化と資源化を促進します。
家庭から排出される燃やすごみに含まれる紙類の割合は約14%、資源にできる紙類が多く含まれています。分別を徹底することで限りある資源を有効活用できます。

<紙類の分別>

集積所に排出された燃やすごみの組成分析結果から、資源にできる紙類が約14%含まれていました。平成24年度の燃やすごみ排出原単位476.6g/人・日で考えると、約67g/人・日となり、仮に25%分別を推進した場合、1人1日当たり約17g/人・日、年間排出量で考えると、約1,099t/年(17g/人・日×177,153人×365日)の資源化促進及び燃やすごみの減量化となります。



アクション5 プラスチック製容器包装類の分別の徹底

燃やすごみに含まれているプラスチック製容器包装類の分別を推進し、ごみの減量化と資源化を促進します。

燃やすごみに含まれる「プラスチック製容器包装類」や「ペットボトル」の資源物の分別を徹底することで、資源を有効活用できます。

<プラスチック製容器包装の分別>

集積所に排出された燃やすごみの組成分析結果から、資源にできるプラスチック製容器包装が約8%含まれていました。平成24年度の燃やすごみ排出原単位476.6g/人・日で考えると、約38g/人・日となり、仮に25%分別を推進した場合、1人1日当たり約10g/人・日、年間排出量で考えると、約650t/年(10g/人・日×177,153人×365日)の資源化促進及び燃やすごみの減量化となります。



アクション6 マイバック使用の促進

買い物の際に、ごみとなるレジ袋の利用を抑制し、繰り返し使えるマイバックを使うよう呼びかけます。

ちょっとした気遣いで、ごみ減量や資源化の促進に協力できます。

<レジ袋の削減>

レジ袋は、全国で年間約300億枚使われています。これは1人が年間に約230枚程度使っていることとなります。

仮にマイバッグ使用によりレジ袋の使用を4回に1回断った場合、レジ袋1枚当たり10gとすると、1人1日当たり約2g/人・日、年間排出量で考えると、約129t/年(2g/人・日×177,153人×365日)の減量化となります。



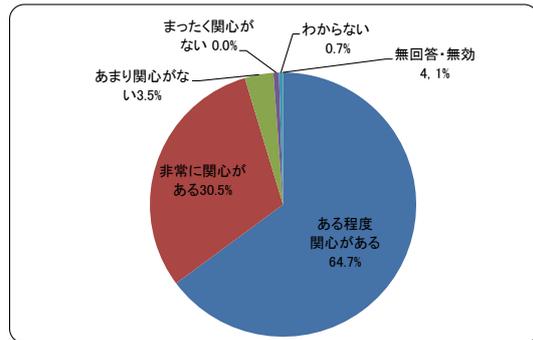
アクション7 適正排出の厳守

ごみの排出にはルールがあります。適正な処理を行うためには排出時に決められたルールを守ることが大切です。

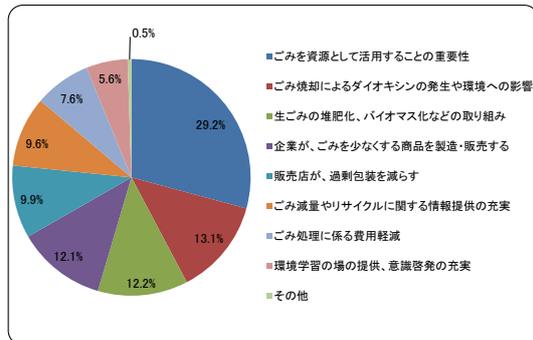
決められた日時や指定袋、排出方法を守るよう呼びかけ、ごみの安全な処理ときれいなまちづくりを推進します。

[アンケート結果]

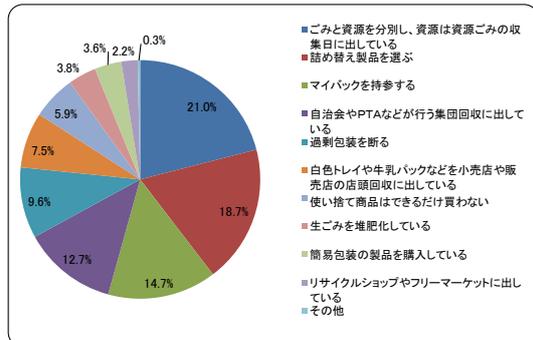
問 あなたは、ごみの減量やリサイクルに関心がありますか。



問 あなたの関心のあること、又は特に重要であると思うことはどれですか。



問 あなたが実践されている具体的な取り組みはどのようなものですか。



アンケート結果より、64.8%の人が、ごみの減量やリサイクルに関心があり、そのうち、関心のある項目は、「ごみを資源として活用することの重要性」、「生ごみの堆肥化、バイオマス化などの取り組み」、「ごみ焼却によるダイオキシンの発生や環境への影響」、「企業がごみを少なくする商品を製造・販売する」で、関心の少ない項目は、「環境学習の場の提供、意識啓発の充実」、「ごみ処理に係る費用軽減」でした。

よく実践されている具体的な取り組みは、「詰め替え製品を選ぶ」、「マイバックを持参する」、「ごみと資源を分別し、資源は資源ごみの収集日に出している」でした。反対に、「使い捨て商品はできるだけ買わない」、「簡易包装の製品を購入している」、「リサイクルショップやフリーマーケットに出している」は実践が少なく、より積極的にライフスタイルの転換の推進を行っていきます。

また、生ごみの堆肥化については、関心が高い一方、実践が少なく、生ごみ処理機助成制度の見直しの検討や啓発に努めます。

2) 地域のみんたと始めること

組合及び構成市町は、家族や地域のみんた、事業者がともに始める13の暮らしづくりを推進します。



アクション8 不用品情報コーナー、再生品の活用

不用品情報コーナーの活用を推進します。また、新しいものを購入する前に再生品を検討するよう呼びかけます。

リサイクル情報広場事業、生活用品交換広場事業などを実施しており、印西クリーンセンターでは、ごみとして排出された粗大ごみの中から、再利用可能なものを修理・清掃し、再生品として展示・販売を行っています。

長く使うことが1番ですが、不要になったものは、再生品販売や不用品情報コーナーを活用することで、ごみ減量や資源化の促進に協力できます。

これらの事業については、情報の集約と効率的な運用についても検討を行っていきます。



アクション9 イベントへの参加

各地で行われているフリーマーケットや環境フェスタなどのイベントへの参加を促し、リユースやリサイクルを推進します。

環境団体や行政でも各種イベントを展開していますが、駅などでのごみ減量のPRイベントなども検討していきます。



アクション10 環境教育への参加

現在、小学4年生を対象にごみに関する環境教育が実施されています。また、印西クリーンセンターでは夏休みを利用したリサイクル教室を実施しています。

国や企業が実施している環境教育の場にも積極的に参加するよう呼びかけ、環境への意識向上を図ります。

ごみに関する小中学校への体系的な環境教育について、さらなる充実を目指して、関係機関と相談しながら検討していきます。



アクション11 集団回収活動の推進

有価物は地域の集団回収活動に出すよう呼びかけます。

集団回収には奨励金制度があり、各種団体による資源回収運動など奨励しています。



アクション12 効率的な収集・運搬への協力

ごみ出しの方法や時間を守り、効率的な収集・運搬に地域で協力するよう呼びかけます。

効率的な収集・運搬は環境負荷低減につながります。



アクション 13 情報共有の推進

広報紙、行政ホームページ及び各種イベント等情報発信などを活用して、ごみ減量化・資源化の情報を共有するよう呼びかけます。

情報を共有化することで、各種ごみ減量施策の効果が期待できます。

今後、量販店・小売店とタイアップして店舗におけるごみ減量化・資源化量のデータ開示=見える化についても研究していきます。



アクション 14 住民・事業者・行政の相互連携の推進

住民・事業者・行政が、ごみの減量化・資源化に向けてそれぞれ役割を果たすと共に、情報交換する場に積極的に参加するよう促します。

廃棄物減量等推進審議会や町内会等各種団体との意見交換を実施し、フォーラムなどの情報提供で、住民・事業者・行政の相互連携・協力体制を推進していきます。



アクション 15 環境美化の推進

クリーン推進運動、ごみゼロ運動などの積極的な参加を推進し、環境美化への貢献を図ります。

ポイ捨て等防止啓発、清掃用具等の貸出などを実施していますが、さらに環境美化の推進を図るため、住民の意識（マナーなど）の向上や資源化促進を図ります。



アクション 16 不法投棄・野焼き対策の推進

不法投棄防止パトロール、監視カメラの設置、不法投棄物協働撤去事業及び広報紙・ホームページでの啓発などを実施しています。

ごみの不法投棄や野焼きは法律違反です。

今後、不法投棄を発見したときに携帯電話やスマートフォンにて通報するアプリの導入などを研究していきます。



アクション 17 処理困難物への対応

ごみごとに処理の方法が異なりますので、組合及び構成市町は、ごみを出す時にはよく確認するよう呼びかけます。

通常の処理ができない処理困難物については、最適な処理方法を再確認したうえで、資源循環も考慮した適正な処理ルートを確保し、住民への十分な理解と協力が得られるよう、わかりやすい処理の方法・出し方について説明していきます。

また、「処理困難物ストックヤード」を整備し、ストックした処理困難物を一括リサイクル・処分することで、適切かつ能率的に循環社会形成の推進を図ります。



アクション 18 減量計画書の作成

事業者が減量計画書を作成し、ごみの減量化・資源化に取り組むよう指導します。

多量排出事業者の減量計画書の作成・提出を引き続き実行するとともに、それ以外の事業者に対しても指導していきます。



アクション 19 事業系ごみの不用品情報コーナーの設置

店舗・オフィスで発生した粗大ごみなどを事業所間で情報を交換し、再使用に取り組むよう呼びかけます。

今後、事業所間でごみとして排出する前に活用できる場として不用品情報コーナーの設置を検討していきます。



アクション 20 事業系ごみの資源化

事業者が分別を徹底し、ごみの資源化に取り組むよう呼びかけます。

シュレッダーにかけた紙類の資源化など、具体的な減量化・資源化の方法提示について検討していきます。

3) 制度を整えていくこと

組合及び構成市町は、ごみ減量化・資源化に向けた制度を整えていきます。



アクション 21 ごみの有料化の調査・研究

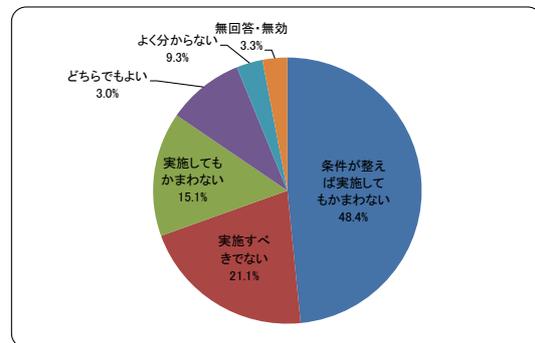
一部市町では、すでに粗大ごみ有料化、燃やすごみの有料化を実施しています。

さらなるごみ排出の抑制効果を見込み、印西地区全体のごみの有料化制度の導入を推進します。

今後は、雑紙等資源物収集用の回収袋配布によるごみの分別促進について検討を行います。

[アンケート結果]

問 更なるごみの減量とごみ処理費用の公平化を図るため、あなたはごみの有料化についてどう思いますか。



「条件が整えば実施してもかまわない」が最も多く約半数であり、次いで「実施すべきでない」となりました。



アクション 22 事業系ごみの適正搬入

事業系ごみの適正処理、減量化・資源化を促進するとともに処理手数料の適正化を確認していきます。



アクション 23 プラスチック製品の資源化

容器包装リサイクル法適用以外のプラスチック製品の資源化についての効果を調査・研究します。

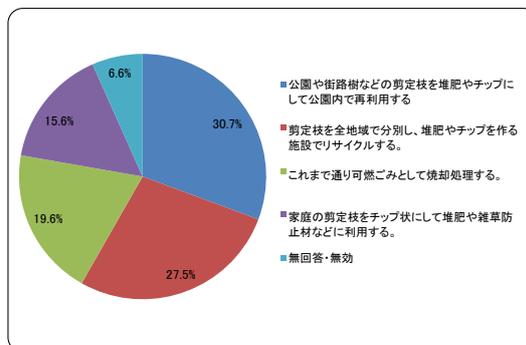


アクション 24 剪定枝の資源化

枝粉碎機貸出事業などを実施していますが、今後も引き続き、剪定枝の資源化効果、排出量、リサイクル試験などを調査・研究します。

[アンケート結果]

問 剪定枝の処理やリサイクルについて、
あなたの考えはどれですか。



剪定枝についての考えとして、「公園や街路樹などの剪定枝を堆肥やチップにして公園内で再利用する。またイベントなどで配布する」が最も多く 30.7%でした。

<選定枝の資源化>

集積所に排出された燃やすごみの組成分析結果から、葉・枝が1%含まれていました。平成24年度の燃やすごみ排出原単位 476.6g/人・日で考えると、約 5g/人・日となり、仮に 25%分別を推進した場合、1人1日当たり約 **1g/人・日**、年間排出量で考えると、**約 65t /年**(1g/人・日×177,153人×365日)の資源化促進及び燃やすごみの減量化となります。



アクション 25 生ごみ堆肥化・循環地域づくり

生ごみの収集、運搬、保管に協力が可能なモデル地区を選定するとともに、農家の協力を得て堆肥化の試験を行うなど、循環地域づくりを研究していきます。



アクション 26 収集・運搬体制の検討・改善・安全確保

地域特性や将来予測されるごみ量の増加及び多様化に対応し、収集・運搬体制の改善を図るとともに、安全を徹底していきます。

また、住民目線での安全対策必要箇所調査・対策を講じると共に、排出抑制・資源化の推進、サービスの均一化、安定処理及び適正排出の徹底と効率を高めるための検討も行います。



アクション 27 展開検査の強化

適正排出の確認と排出状況を把握するため、印西クリーンセンターでの展開検査を強化します。



アクション 28 処理ルート の提案

資源化を推進するための新たな処理ルートを調査・研究していきます。

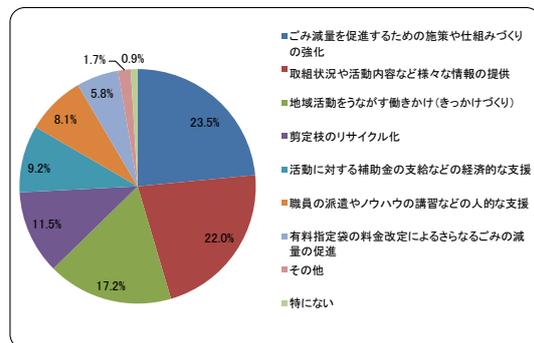


アクション 29 住民・事業者の各種活動の支援

生ごみ処理容器等購入費補助事業、有価物集団回収奨励金事業、廃棄物減量機器貸出事業などにより、住民・事業者のそれぞれが主体となって行うごみ減量化・資源化活動を支援します。

[アンケート結果]

問 あなたは、地域でのごみ減量、リサイクル活動を更に推進するために、どのような取り組みが必要だと思いますか。



「取組状況や活動内容など様々な情報の提供」、「ごみ減量を促進するための施策や仕組みづくりの強化」、「地域活動をうながす働きかけ(きっかけづくり)」の項目について、必要と思っている人が多く、これらの取り組みを強化していきます。



アクション 30 災害時の廃棄物の処理体制

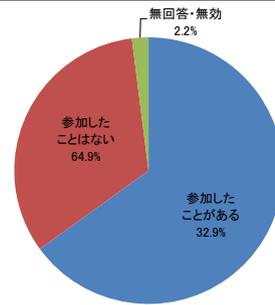
災害時の廃棄物処理について、地域防災計画及び震災廃棄物処理計画により定めていきます。

災害時の廃棄物の処理体制については、千葉県及び近隣自治体との協定を締結していますが、今後も大規模災害に備え、万全な体制を整えていきます。

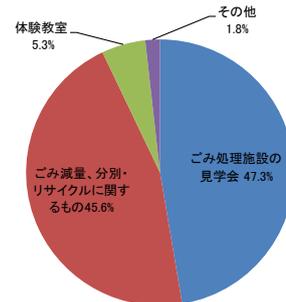
6. 計画の施策

[アンケート結果]

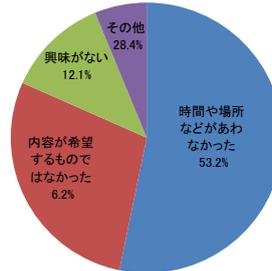
問 あなたは、ごみ問題に関する学習会やイベント、ごみ処理施設見学会などに参加したことがありますか。



問 (参加したことがある方は) 参加した内容についてお教えてください。



問 (参加したことがない方は) 参加しなかった理由は何ですか。



ごみ問題に関する学習会やイベントに参加したことの無いひとは 65.0%で、その理由として最も多かったのは「時間や場所などがあわなかった」でした。ごみ問題に関するイベントや施設見学、特に参加の少ない「体験学習」について、参加しやすい時間や場所で開催できるよう検討を行います。

(3) 収集・運搬計画

①適正排出の啓発

ごみの排出に際し、決められた排出方法が守られるよう、住民への啓発を図り、効率的に分別収集を行います。

②効率的な収集・運搬

住民の理解と協力を得て、排出されたごみを収集・運搬し、ごみの適正処理を実施し、生活環境の保全に努めます。

③収集時の安全確保

収集作業の安全と事故防止を徹底します。

④収集・運搬体制の検討・改善

地域特性や将来予測されるごみ量の増加および多様化に対応し、収集・運搬体制の改善を図っていきます。また、排出抑制・資源化の推進、サービスの均一化及び安定処理を目的とした分別区分の統一化に伴い、効率を高めるための検討も行います。

(4) 中間処理計画

1) 既存施設における安定処理の確保と環境保全

①焼却処理施設

衛生的な生活環境の保全と公衆衛生の向上には、施設の安全・安定処理が不可欠であり、施設の延命化対策を含めて、各機器の予防保全としての定期点検と維持補修を計画的に実施していきます。

また、周辺環境に配慮して、安定した施設運転を継続していきます。さらには、省エネルギーと地球温暖化対策としての熱エネルギーの有効活用について、調査研究を継続していきます。

②粗大ごみ処理施設

安全・安定処理の確保及び施設の延命化対策として、各機器の定期点検と維持補修を計画的に実施していきます。

また、施設の安全性向上を目指し、施設改良、分別基準の見直し及び住民へ啓発を徹底していきます。

2) 次期中間処理施設整備事業の推進

①基本方針

廃棄物処理施設整備計画（廃掃法5条の3 平成25年5月閣議決定）の「2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施」に基づき、粗大ごみ処理施設を含む次期中間処理施設の基本方針を以下に示します。

(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3R推進

【国の基本方針】

- ① 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用
- ② 資源の有効利用、温暖化効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減
- ③ 廃棄物の地域特性及び技術進歩の考慮
- ④ 地域振興、雇用創出、環境教育等の効果について考慮

【本計画における基本方針案】

(次期施設整備では、) 廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて地域特性と最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境教育等福祉の向上にも効果がある施設を整備します。

(2) 地域住民等の理解と協力の確保

【国の基本方針】

- ① 住民や事業者に対して、施設の安全性、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源の有効活用、温暖化効果ガスの排出抑制等環境負荷低減、地域振興、雇用創出、環境教育に関する情報を明確に説明し、理解と協力を得られるよう努める。

【本計画における基本方針案】

(次期施設整備では、) 情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。

(3) 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

【国の基本方針】

- ① 広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化を進めるべき。
- ② 既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ③ P F I 等の手法により、施設設計段階から民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるように努める。

【本計画における基本方針案】

(次期施設整備では、) 30 年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していきます。

(4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備

【国の基本方針】

- ① 廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進める。
- ② 地域の廃棄物処理システム全体で温暖化効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図っていくことが重要。
- ③ 地域特性を踏まえて回収エネルギーを熱供給により地域に還元する。
- ④ 温暖化効果ガスの排出抑制に努める。

【本計画における基本方針案】

(次期施設整備では、) ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、地域特性に応じて高効率な発電や地域と連携した熱供給などによる地域還元に取り組みます。

(5) 災害対策の強化

【国の基本方針】

- ① 大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要。
- ② 地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- ③ 大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割が期待できる。
- ④ 震災等により発生した災害廃棄物を保管するためのストックヤード整備を推進する。

【本計画における基本方針案】

(次期施設整備では、)大規模災害時にも稼働を確保しその役割を継続できる強固な施設とし、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します。

(6) 廃棄物処理施設整備にかかる工事の入札及び契約の適正化

【国の基本方針】

- ① 入札・契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を目的として総合評価落札方式の導入を推進する。
- ② 温暖化効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。

【本計画における基本方針案】

(次期施設整備では、)入札・契約に際し、総合評価方式を導入し、透明性の確保・競争性の向上に努めます。

②将来施設規模の見込み

現時点では 166t t /日±10%程度が見込まれます。

施設規模の概算算定

目標年度	要処理量（焼却処理量）	規模換算*
平成 40 年度として *1	ごみ：40,579.53 t /年 災害：4,100.00 t /年 *2 (計) 44,679.53 t /年	166 t /日 *3

*1：本基本計画でのごみ量予測が平成 40 年度までであるため目標年度の推計を用いた

*2：災害廃棄物処理量は、ごみ要処理量の 1 割を見込んだ

*3：規模換算：要処理量 ÷ 365 日 ÷ 実稼働率 0.767 (280 日/365 日) ÷ 調整稼働率 0.96 により求めた

(5) 最終処分計画

①安定的・効率的な運営

現在の最終処分場を今後も安定的・効率的に運営します。

②周辺環境への配慮

今後も処分場周辺環境に十分配慮し、より一層の安全対策に努めていきます。

③処分場の延命化・長期利用

処分場の延命化を図る施策展開を行っていくため、埋立期間について、周辺住民の理解と協力を求めています。また、最終処分場の残容量を考慮して、焼却残渣の資源化の導入について、当面、飛灰のみの資源化を目指すこととし、焼却残渣の資源化については次期施設整備時にあわせて検討するものとしします。

(6) その他計画（循環型ごみ処理システムの構築）

①災害時の廃棄物の処理体制

災害時の廃棄物の処理については、各市町で地域防災計画及び震災廃棄物処理計画により定めています。

②処理困難物への対応

医療系廃棄物等の処理困難物について、最適な処理方法を再確認したうえで、印西地区として資源循環も考慮した適正な処理ルートを確保し、住民への十分な理解と協力が得られるよう、わかりやすい処理の方法・出し方について説明していきます。

7. 計画の推進

(1) 進行管理手法

目標を達成するため、達成状況の客観的な評価を行いながら、必要に応じて改善を図る仕組みが必要です。そのため、本計画の進行においては、行政評価にも取り入れられているマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を導入し推進していきます。

なお、このPDCAサイクルの評価（Check）および改善（Action）については、ホームページ等を通じて、その情報を広く公表していきます。

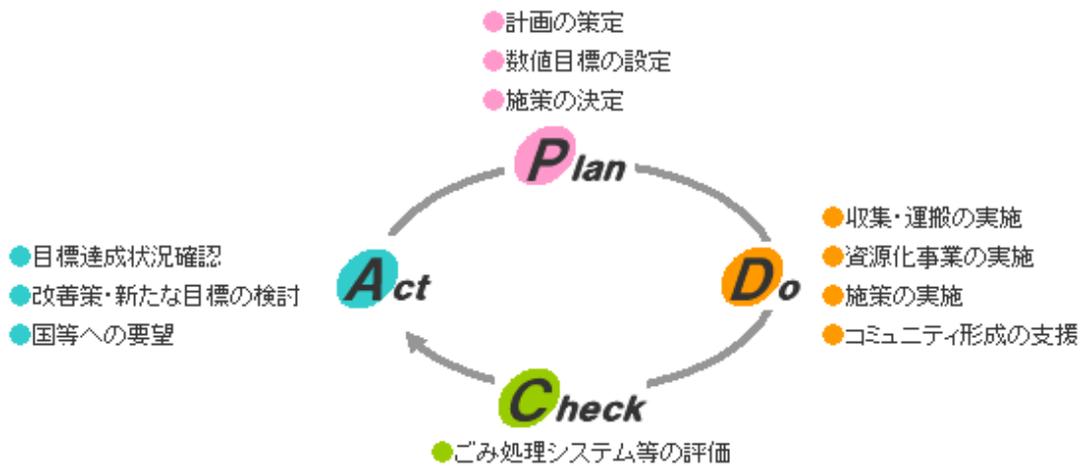


図 7.1 PDCA サイクルの概念図

(2) 計画の実施体制

本計画の実施体制については、今後、資源清掃事業の一元化による市町と組合の事務所掌の見直しの検討の中で、さらに役割分担を明確にしていく必要がありますが、市町と組合が連携し住民・事業者の協力のもと、目標の達成の責務を果たしていくこととなります。